

民生委員・児童委員に対する厚生大臣特別表彰の実施について

昭和 50 年 7 月 2 日 社庶第 111 号
各都道府県知事・各指定都市市長あて
厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知

改正：平成 7 年 4 月 1 日社援企第 54 号・児童第 365 号

社会奉仕の精神をもって保護指導にあたり、多年地域社会の福祉の増進につとめている民生委員・児童委員の苦勞に報いるため、民生委員及び児童委員表彰規則（昭和 35 年厚生省令第 34 号）による厚生大臣表彰のほか新たに別添「民生委員・児童委員に対する特別表彰実施要綱」により厚生大臣の特別表彰が行われることとなったので御了知のうえその実施に遺憾のないよう配慮されたい。

民生委員・児童委員に対する特別表彰実施要綱

1 趣 旨

社会奉仕の精神をもって保護指導にあたり、地域社会の福祉の増進につとめている民生委員・児童委員の苦勞に対しては春秋叙勲・褒章条例による褒章並びに民生委員及び民生委員表彰規則に基づく厚生大臣表彰等による顕彰が行われているが、多年にわたり民生委員・児童委員活動に精励しているにもかかわらず、なお、その機会にめぐまれていない者が多数残されている実情にかんがみこれらの者に対し、厚生大臣の特別表彰を行い、もって民生委員・児童委員活動の推進を図ろうとするものである。

2 表彰の範囲

表彰は、民生委員・児童委員として多年にわたり、その職務に精励しその功績が顕著であると認められる者とする。

ただし、民生委員・児童委員として他の制度により表彰された者、民生委員法第 11 条の規定によりその職を解かれた者等は除く。

3 表彰の時期

表彰は、原則として年 1 回とし、その時期は、別に定めるところによる。

4 表彰の方法

表彰は、都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては市長、以下同じ。）が厚生大臣の表彰状及び記念品を厚生大臣にかわって授与する。

5 表彰の具申

都道府県知事は 2 に該当すると認められる者があるときは別に定めるところにより厚生大臣に具申する。

6 死亡又は辞職した者の表彰

表彰を受けるべき者が表彰前に死亡又は辞職したときは、生前又は辞職前の日付にさかのぼって表彰することができる。

7 実施の時期

この要綱は、昭和 50 年 12 月 1 日から実施する。